第明三治二十種五郵年便三月物三十認可日

官報（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるソマリアに対する武器禁輸措置等に違反した者等を指定する件の一部を改正する件
（外務三一〇）　一
○国際連合安全保障理事会決議に基づくリベリアに対する資産凍結等の措置の対象を改正する件（同三一一）　三

告示

○外務省告示第三百十号

国連安全保障理事会決議第七百五十一号及び同決議第千九百七号に基づき設置された委員会が、平成二十四年七月二十五日及び同年八月二十三日に同決議第千八百四十四号８に従って指定した情報に基づき、国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるソマリアに対する武器禁輸措置等に違反した者等を指定する件（平成二十二年八月外務省告示第三百十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年九月十四日

外務大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修

（別表）に次のとおり加える。

13. アブード・ロゴ・モハンメド（別名：(a)アブード・モハンマド・ロゴ、(b)アブード・セイフ・ロゴ、(c)アブード・モハンメド・ロゴ、(d)シェイク・アブード・ロゴ、(e)アブード・ロゴ・ムハンマド、(f)アブード・ロゴ・モハメド）
Aboud Rogo Mohammed (a.k.a.: (a)Aboud Mohammad Rogo (b)Aboud Seif Rogo (c)Aboud Mohammed Rogo (d)Sheikh Aboud Rogo (e)Aboud Rogo Muhammad (f)Aboud Rogo Mohamed)
生年月日：1960年11月11日、1967年11月11日、1969年11月11日又は1969年１月１日
出生地：ケニア・ラム島
アブード・ロゴ・モハンメドはケニアを拠点として活動するイスラム過激派の指導者(cleric)であり、ソマリアに関する決議第751号（1992年）及びエリトリアに関する決議第1907号（2009年）に従って設立された安保理制裁委員会によって、直接または間接的にソマリアの平和、安全または安定を脅かす行為に従事する団体として指定されたアル・シャバーブに対して資金、物資、輸送又は技術的な支援を提供することによってソマリアの平和、安全又は安定を脅かしている。同人は、東アフリカ一帯に暴力を促進する宣伝活動の一環として、東アフリカ域内で過激派グループに対し影響力を行使している他、アル・シャバーブの資金調達活動も行っている。また同人はアル・ヒジラ（Al Hijra、旧ムスリム・ユース・センター）の主要な思想的指導者として、ソマリアにおける暴力的活動を実行するために主にスワヒリ語を話すアフリカ人を過激化し採用するための経路として過激派集団を使用している。2009年２月から2012年２月の間に実施された一連の煽動講義において、同人は、ソマリアの和平プロセスに対し、暴力による中断を繰り返し呼びかけた。また、同講義において、同人は、ソマリアで活動する国連及びアフリカ連合ソマリア・ミッション（ＡＭＩＳＯＭ）軍に対し暴力を行使するよう繰り返し呼びかけ、聴衆に対し、ソマリアに渡航し、アル・シャバーブに参加してケニア政府と戦うよう呼びかけた。同人は、アル・シャバーブに加わったケニア人新兵に対し、ケニア当局の捜査のかわし方やモンバサやラムからキスマヨを初めとしたソマリア内のアル・シャバーブ拠点への道順についても指導している。また、同人は、アル・シャバーブに加わる非常に多くのケニア人新兵のソマリアへの渡航を手助けした。2011年９月、同人は、ケニアのモンバサにて、テロ活動を行わせるためにソマリアへ渡航させる人の募集活動をしており、2008年９月には同地にてソマリアにおけるアル・シャバーブの活動を支援するための資金集め会合を実施した。

14. アブバケール・シャリフ・アフメド（別名：(a)マカブリ、(b)シェイク・アブバカール・アフメド、(c)アブバケール・シャリフ・アフメド、(d)アブ・マカブリ・シャリフ、(e)アブバケール・シャリフ、(f)アブバカール・アフメド）
Abubaker Shariff Ahmed (a.k.a.: (a)Makaburi (b)Sheikh Abubakar Ahmed (c)Abubaker Shariff Ahmed (d)Abu Makaburi Shariff (e)Abubaker Shariff (f)Abubakar Ahmed)
生年月日：1962年又は1967年
出生地：ケニア
住所：マジェンゴ地区、モンバサ、ケニア